

コンビニ交付の概要について

平成24年5月

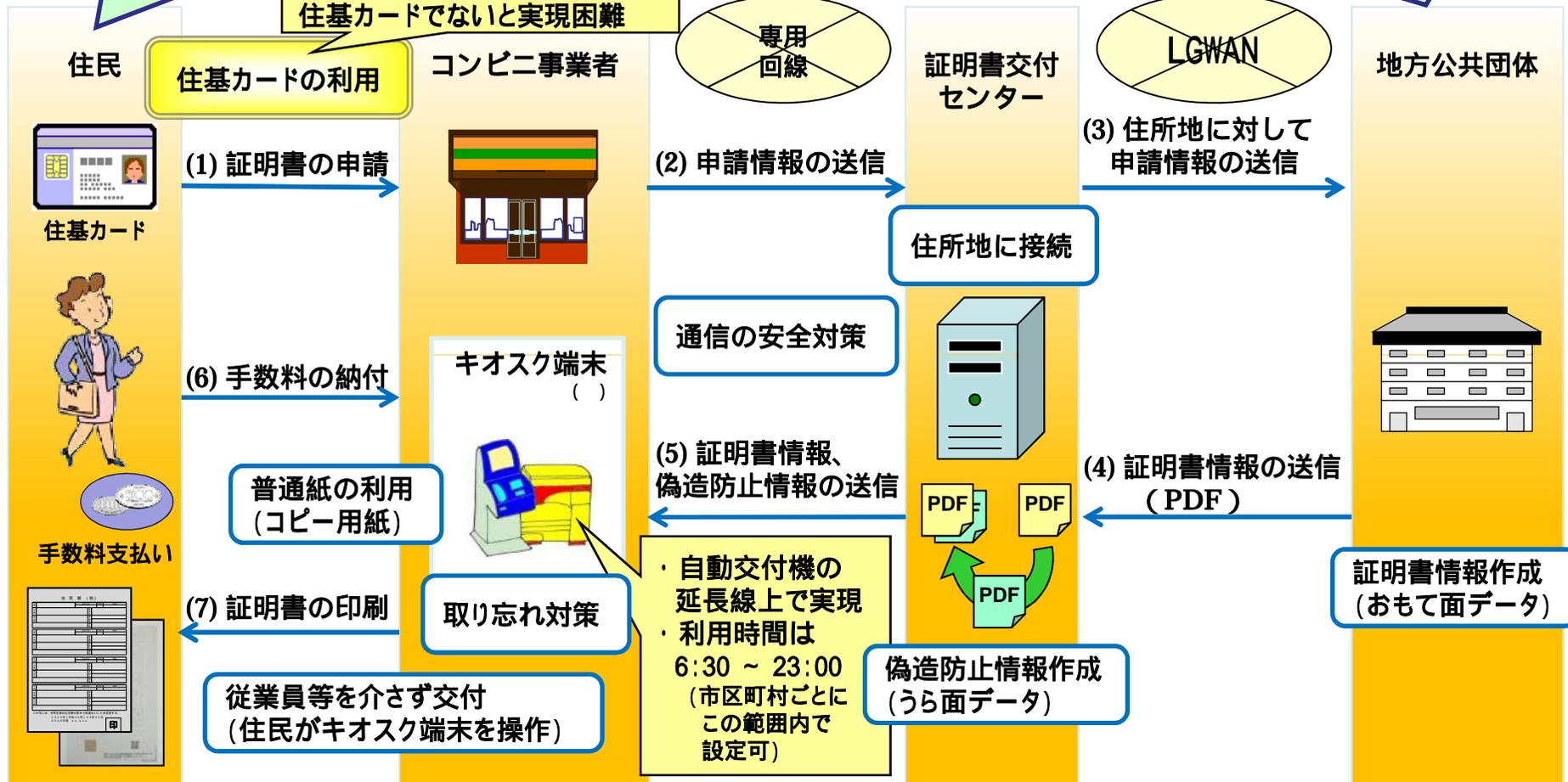
財団法人 地方自治情報センター
研究開発部

コンビニ交付のイメージ

居住する市区町村の区域を超えて「どこでも」ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

コンビニが設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能

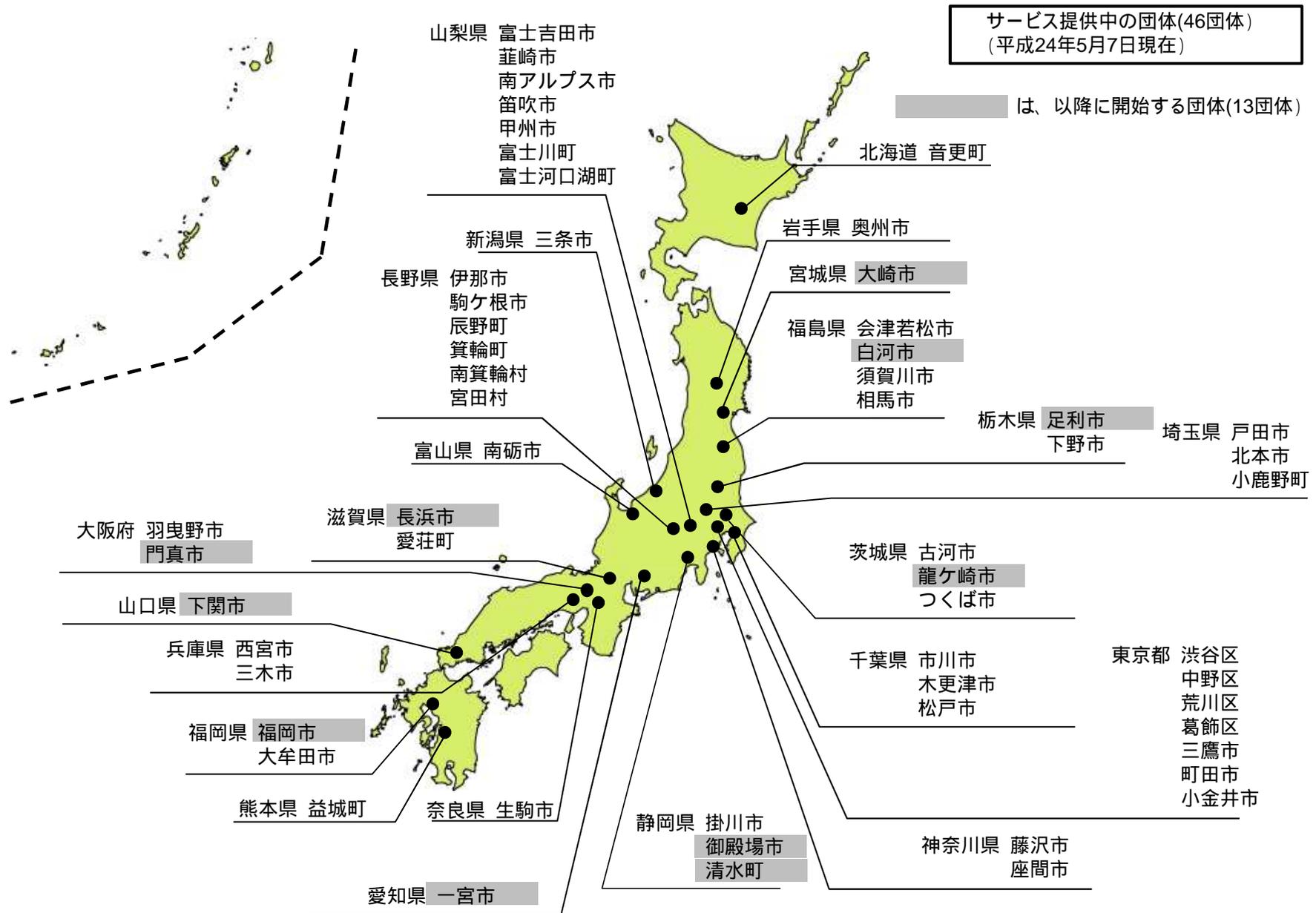
全国共通の仕様が必須であり、住基カードでないと実現困難



- ・平成24年5月7日現在で46市区町村が参加。平成24年10月には、57市区町村が参加の予定。
- ・住民票の写し、印鑑登録証明書に加えて、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しが交付可能
- ・コンビニ事業者は、セブン-イレブン(約14,000店舗:平成24年3月末時点)。
他の事業者は、機器のリプレース時に参入する方向で検討中。

() 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。

市区町村の参加状況



平成24年度以降の参加団体

平成24年度以降の新規参加団体及び各種税・戸籍証明書への取組団体

(1) 新規参加団体 (平成24年5月7日現在)

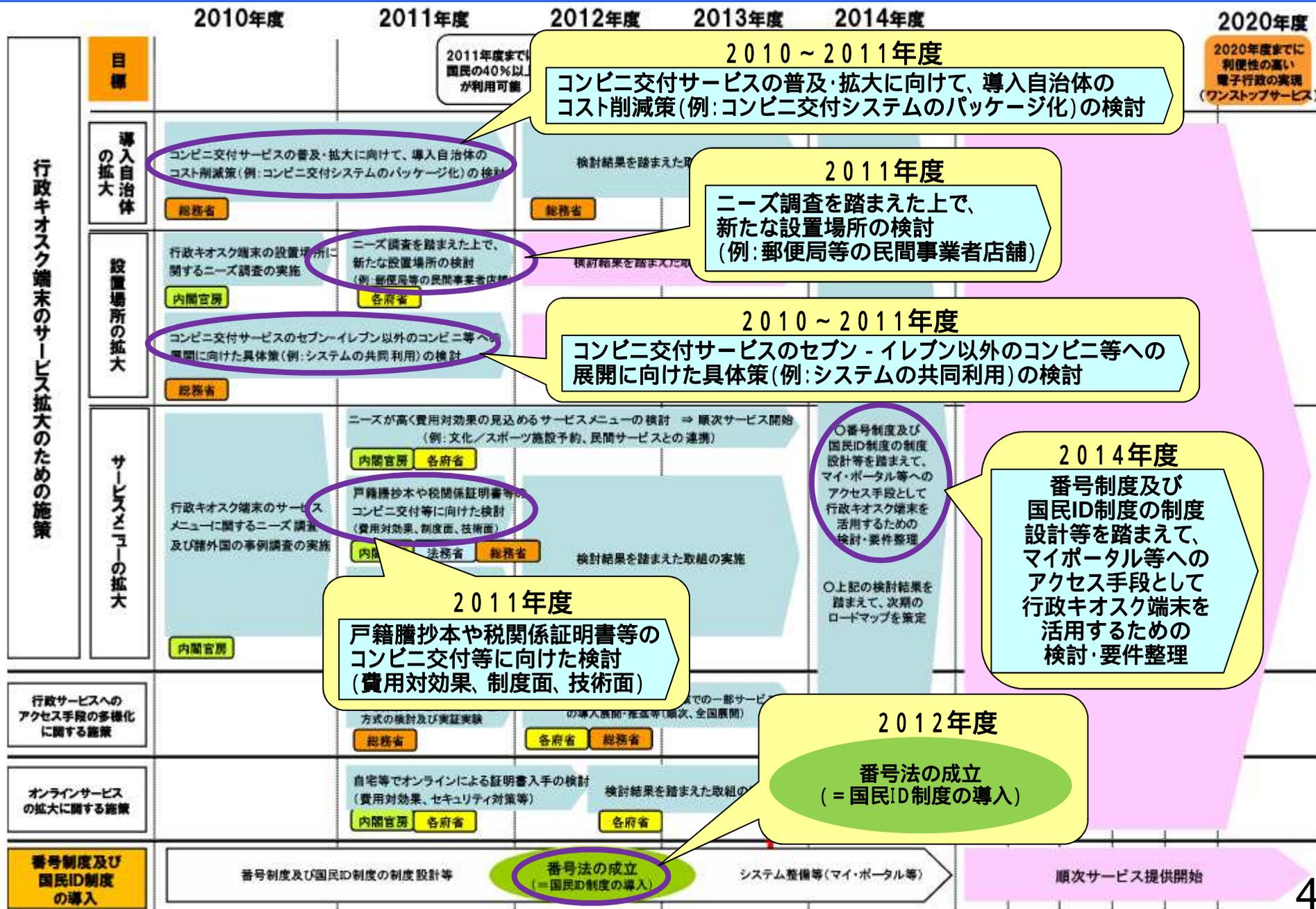
No	団体名		開始 予定時期	No	団体名		開始 予定時期	No	団体名		開始 予定時期
	都道府県	市区町村			都道府県	市区町村			都道府県	市区町村	
1	宮城県	大崎市	平成24年8月	6	山梨県	富士川町	平成24年4月	11	大阪府	羽曳野市	平成24年5月
2	福島県	白河市	平成24年7月	7	静岡県	御殿場市	平成24年8月	12	大阪府	門真市	平成24年7月
3	茨城県	龍ヶ崎市	平成24年6月	8	静岡県	清水町	平成24年8月	13	山口県	下関市	平成24年7月
4	茨城県	つくば市	平成24年5月	9	愛知県	一宮市	平成24年10月	14	福岡県	福岡市	平成24年8月
5	栃木県	足利市	平成24年7月	10	滋賀県	長浜市	平成24年7月				

(2) 各種税証明書、戸籍証明書への取組団体 (平成24年5月7日現在)

No	団体名		提供サービス			開始 予定時期
	都道府県	市区町村	税	戸籍	戸籍の附票	
1	福島県	白河市				平成24年7月
2	栃木県	足利市				平成24年7月
3	千葉県	市川市				平成24年4月
4	東京都	渋谷区				平成24年6月
5	愛知県	一宮市				平成25年1月
6	大阪府	羽曳野市				平成24年5月
						平成24年10月
7	兵庫県	西宮市				平成24年7月
8	福岡県	福岡市				平成24年8月

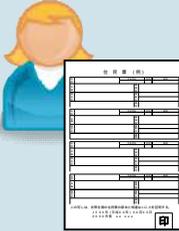
行政キオスク端末のサービス拡大のためのロードマップ(工程表)

平成23年8月3日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定



サービス拡大に向けた成果、取組状況

第56回IT戦略本部(平成23年3月9日)資料より

	11年度	12年度(重点取組)
サービスメニューの拡大	 <p>1月: 戸籍証明書の交付サービスの開始 2月: 各種税証明書の交付サービスの開始</p> <p>住民票の写し、印鑑登録証明書の交付サービスは2010年2月より開始</p>	
導入自治体の拡大	<p>先行自治体において導入</p>	<p>政令指定都市等に集中展開</p> <p>市町村の実施ニーズの発掘</p> 
設置場所の拡大	<p>セブン-イレブンにおいて実施中(2010年2月~)</p> 	<p>他のコンビニ事業者への拡大</p> <p>大型商業施設等への拡大</p>

フロントオフィス改革の方向性

平成23年8月3日 行政キオスク端末のサービス拡大のためのロードマップより作成

- 「社会保障・税に関わる番号制度」(以下「番号制度」という。)及び国民ID制度の導入を契機に、行政機関間等のバックオフィス連携が広範に進展することが予想されるが、それに併せて、**各種添付書類の削減を徹底していくことは極めて重要**である。
- 他方、番号制度及び国民ID制度導入後、各種ユースケースは**順次実現**することが予想されるとともに、添付書類削減にあたっては業務プロセス改革の推進や現行法令等で証明書の提出を求めている**制度等の見直し**等が不可欠であり、そのためには**相当の期間が必要**となることも事実である。
- 社会生活や経済活動において**本人や居住関係、戸籍等を公に証明する証明書発行サービスは、地方公共団体の重要な行政事務として引き続き提供されるもの**と考えられる。
- したがって、添付書類の削減を徹底していくプロセスにおいても、住民の利便性の向上と行政事務の効率化の観点から、**行政キオスク端末等を活用したフロントオフィス改革を進めていくことは、電子行政を推進するにあたっての重要な政策課題**となる。

住民基本台帳カードの条例利用

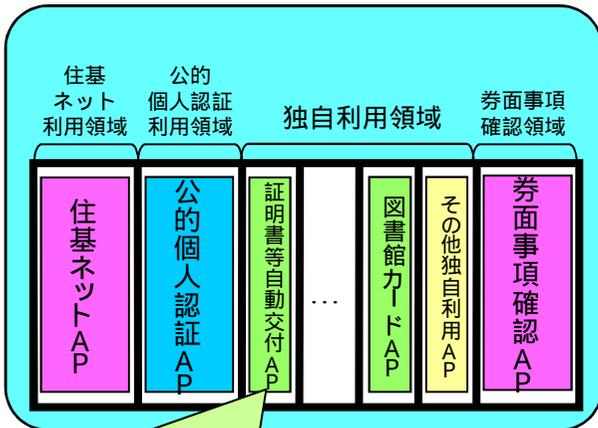
住民基本台帳カード(住基カード)は住民基本台帳に基づき各市区町村において交付

希望者に住民基本台帳カード(ICカード)を交付



氏名、生年月日、性別、住所を券面に印刷

(ICチップ部分のイメージ)



自動交付機及びコンビニ交付ではこれを利用

本人確認機能

日常生活での本人確認に使えます。

- ⇒ 写真付きのものは、公的な証明書として利用できます。
(例) 金融機関等の窓口での本人確認書類
携帯電話等の契約時の本人確認書類
運転免許証を返納した者の公的証明書

住基ネットでの本人確認に使えます。

- ⇒ 全国どこでも住民票の写しが交付できます。
転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけに。

インターネットを使った電子申請での本人確認に使えます。

- ⇒ 電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サービス)の格納媒体になります。
(例) e-Taxでの確定申告

本人確認機能を強化。

- ⇒ H21.4.20以降券面事項確認領域を設定し、偽変造防止機能を強化。

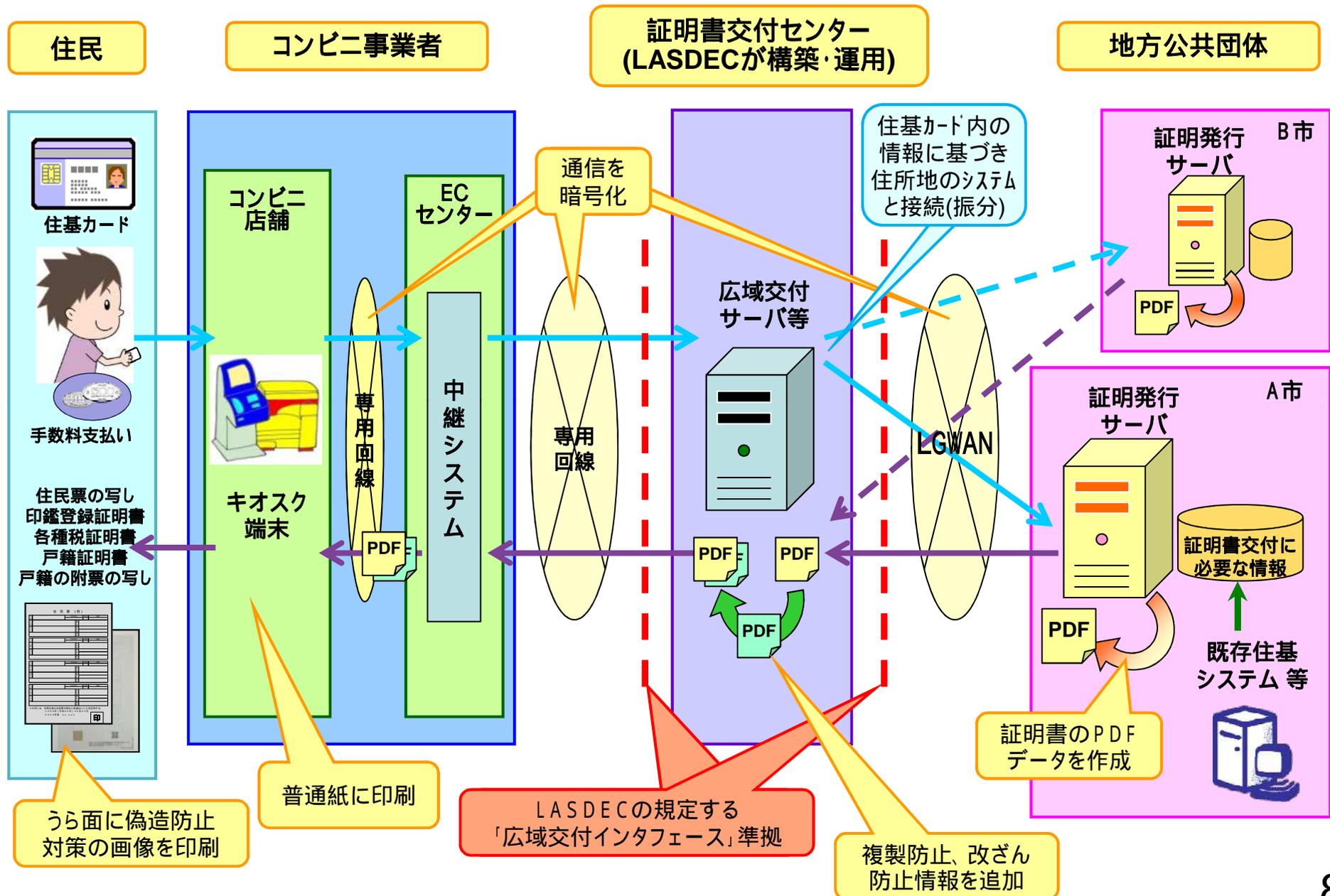
多目的利用機能

市区町村の条例で定める独自サービスに使えます。

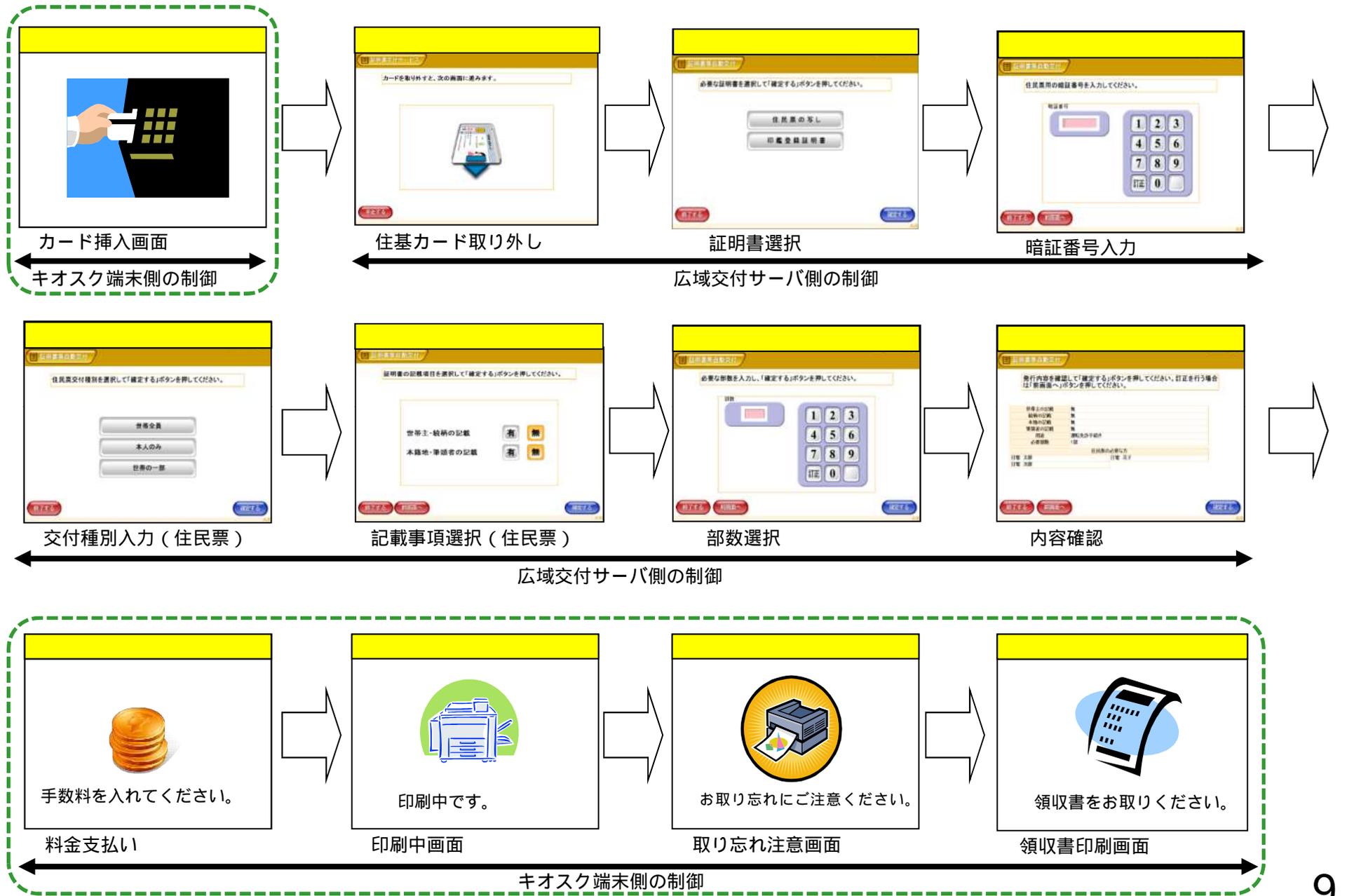
- ⇒ 証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に利用できます。

- ・ 住基カードを条例利用するには、カードAPを随時搭載・削除するためのシステムが必要である。
- ・ LASDECでは、ICカード標準システム(基本システム)として、同機能を提供するシステムを開発し、そのソフトウェアを希望する市町村等に無償で提供している。
- ・ 同システムは、社会保障・税番号大綱におけるICカードにおいても条例利用を可能とするよう、対応する予定。

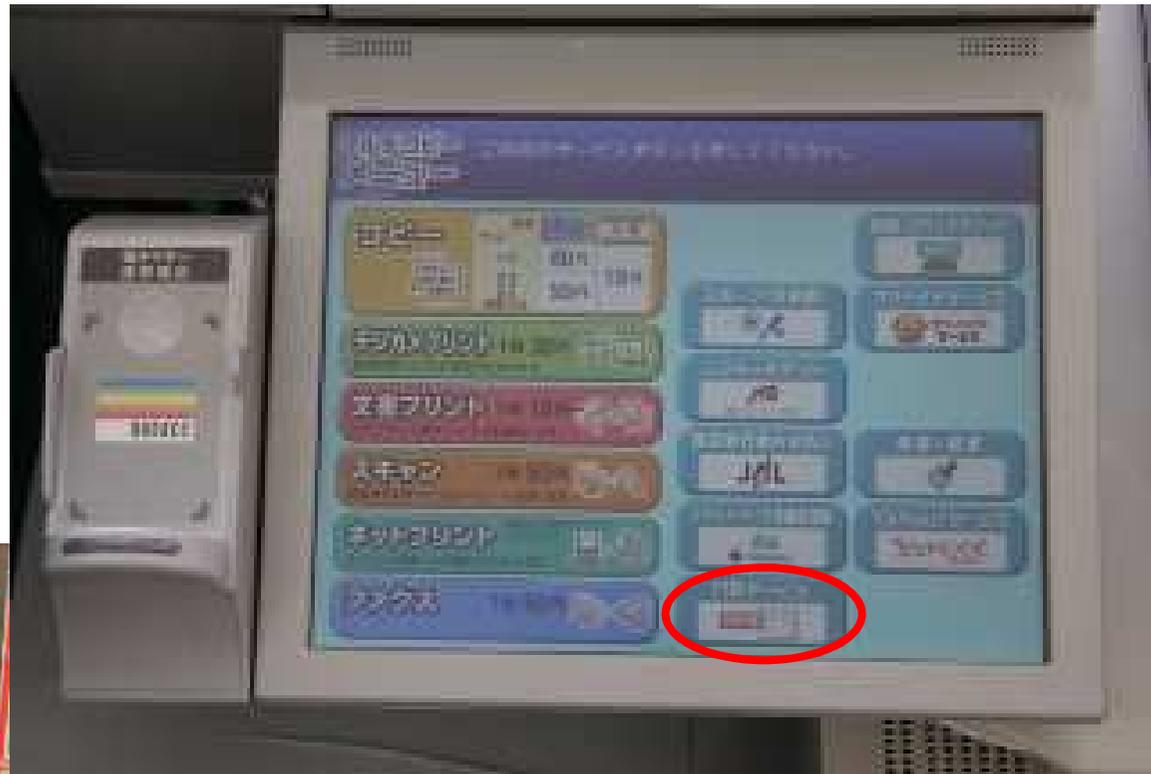
コンビニにおける証明書等の交付の概要



キオスク端末の画面遷移



キオスク端末の操作イメージ



映像デモ

税・戸籍・附票の写し交付時の画面イメージ(トップ画面)

証明書交付サービス

必要な証明書を選択して「確定する」ボタンを押してください。

住民票の写し

印鑑登録証明書

各種税証明書

戸籍証明書

戸籍の附票の写し

課税証明書、納税証明書を交付しております。

サービス提供時間は8時から18時までとなります。

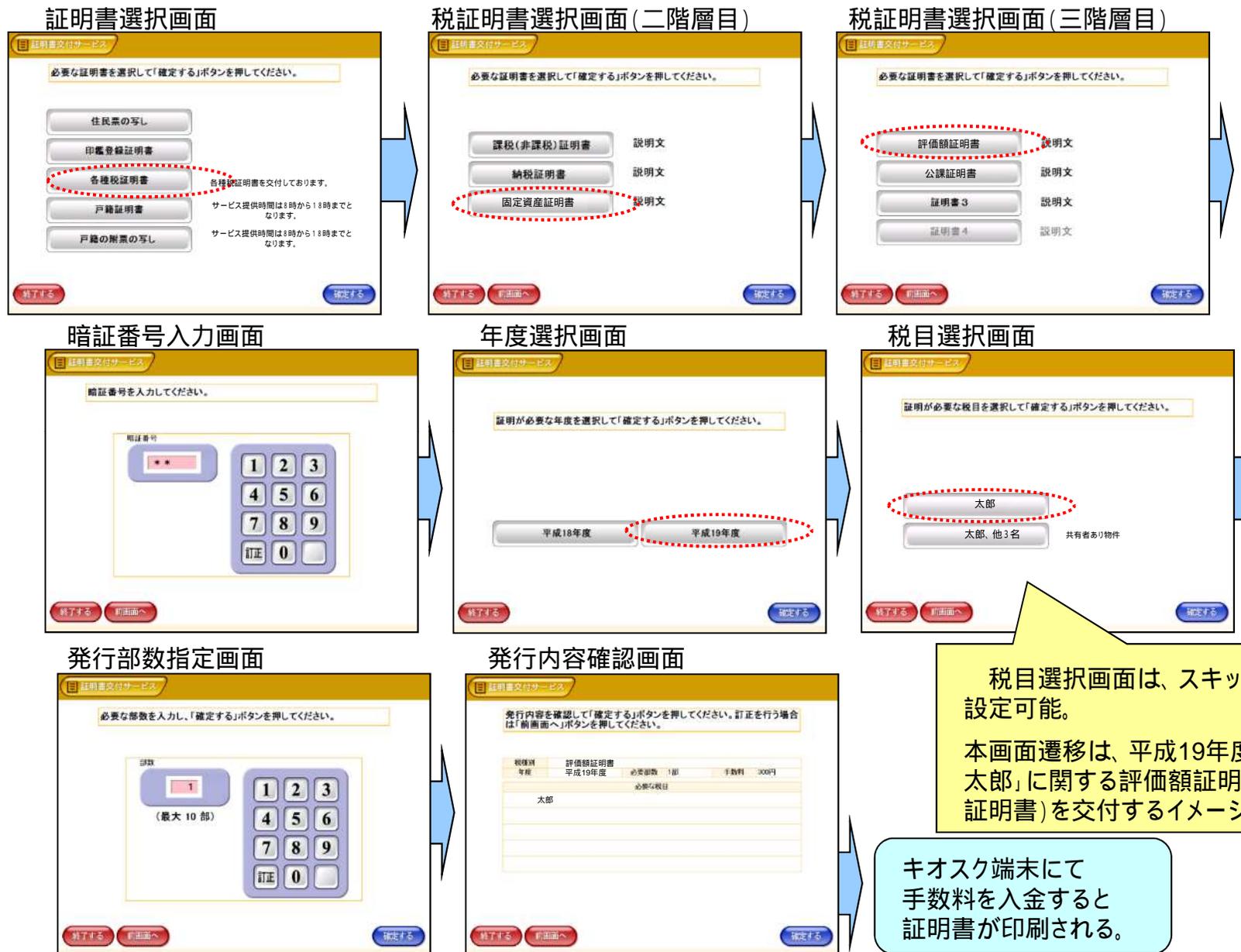
サービス提供時間は8時から18時までとなります。

市町村の証明発行サーバからの応答にて、利用可能な証明書として、選択されたボタン及び説明文が表示される。

終了する

確定する

税証明書の画面遷移イメージ (三階層)

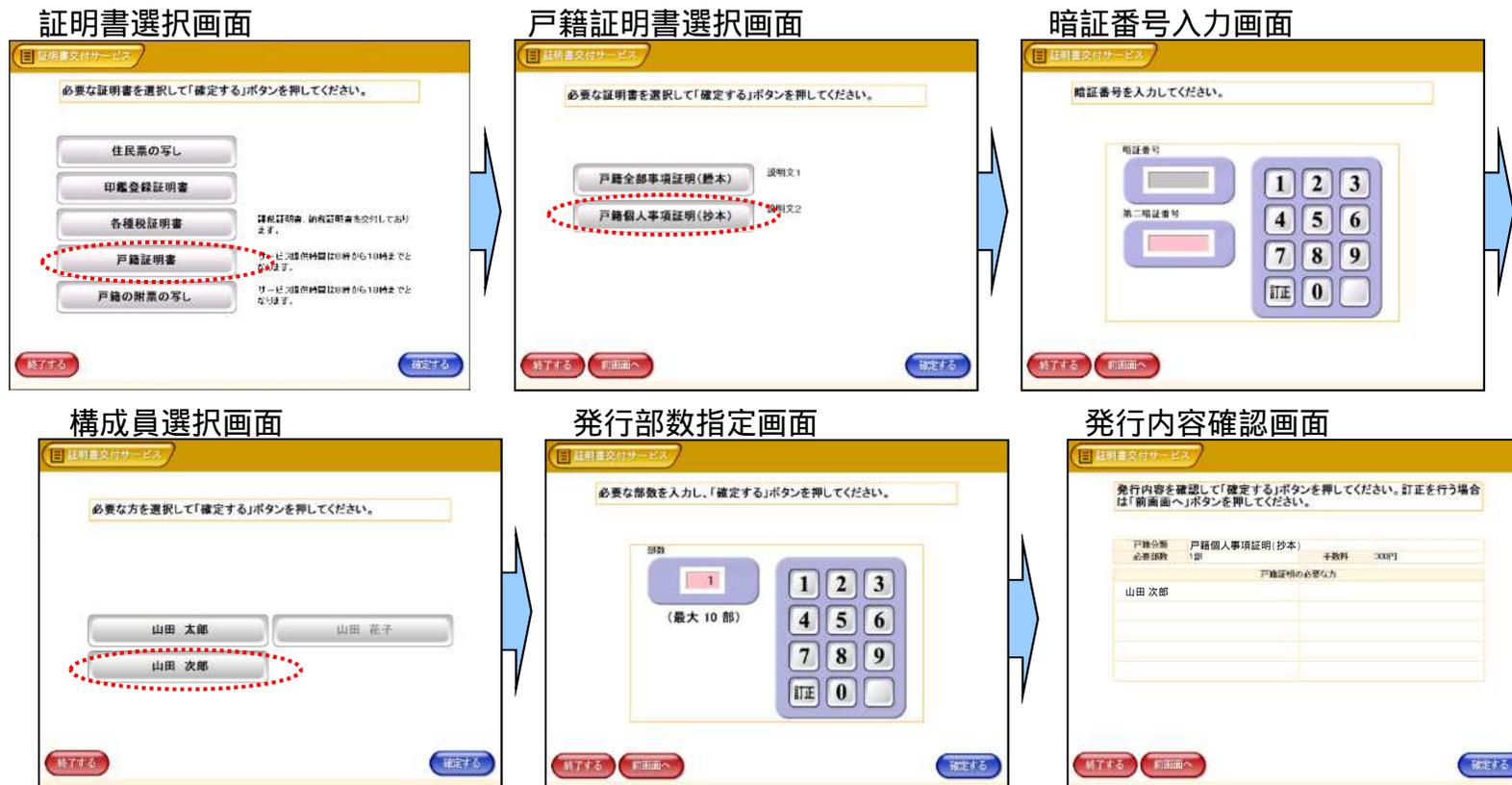


税目選択画面は、スキップ(非表示)設定可能。

本画面遷移は、平成19年度の「太郎」に関する評価額証明書(固定資産証明書)を交付するイメージ。

キオスク端末にて手数料を入金すると証明書が印刷される。

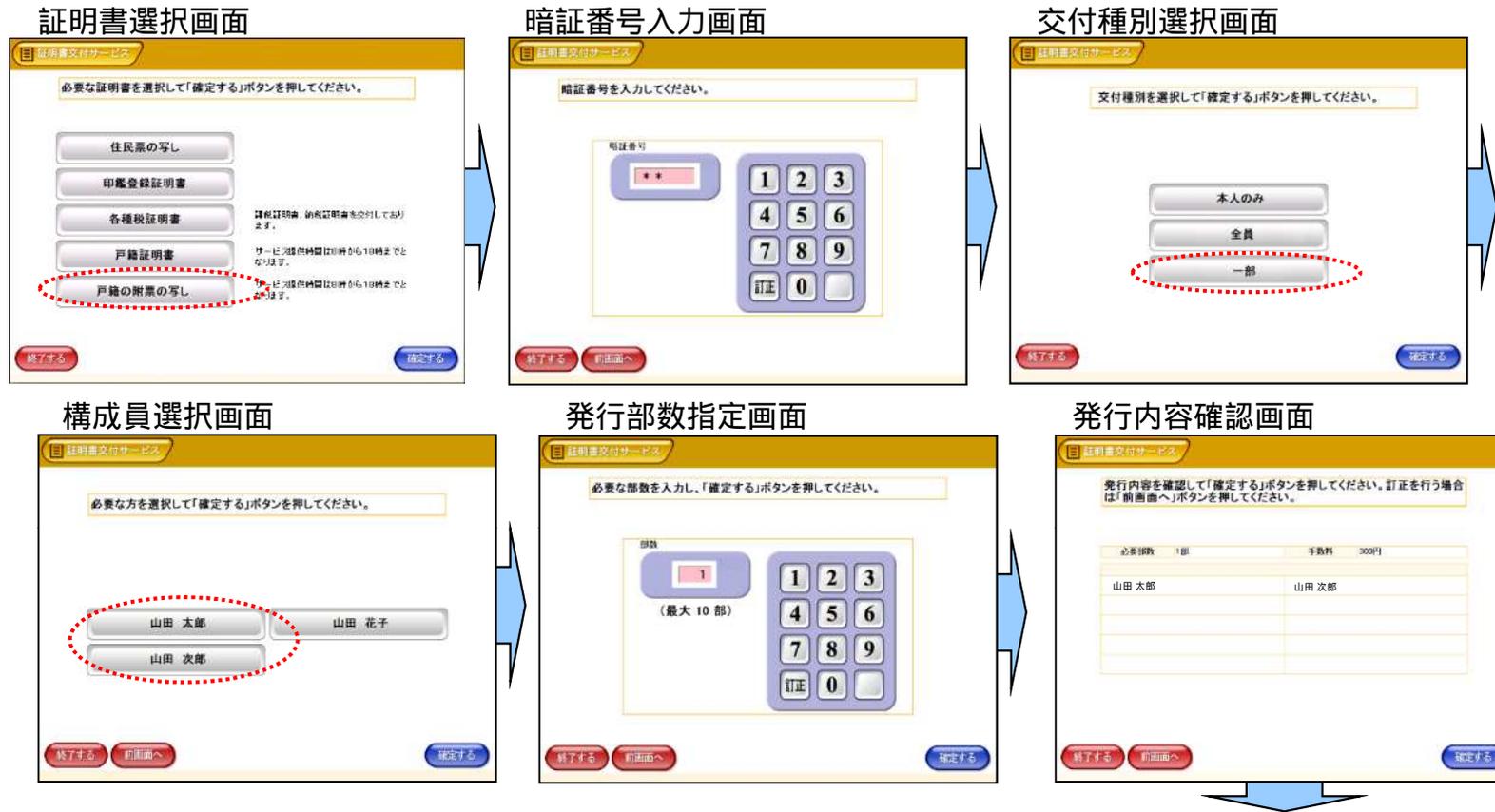
戸籍証明書の画面遷移イメージ (個人事項証明書)



暗証番号入力画面は、第二暗証番号の入力が必要。

キオスク端末にて
手数料を入金すると
証明書が印刷される。

戸籍の附票の写しの画面遷移イメージ

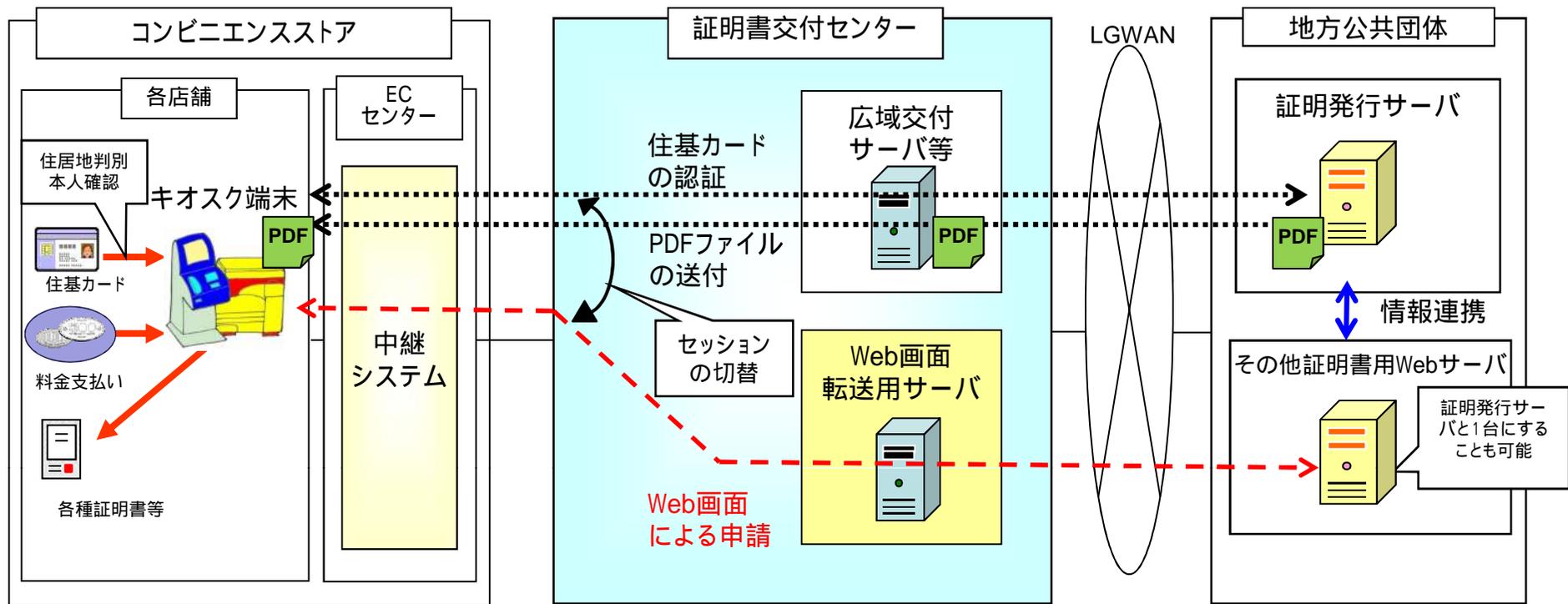


暗証番号入力画面は、戸籍証明書と同様、第二暗証番号の入力を求める画面とすることも可能。

交付種別選擇画面にて、「本人のみ」「全員」を選擇した場合、世帯構成員選擇画面はスキップされる。

キオスク端末にて
手数料を入金すると
証明書が印刷される。

コンビニ交付におけるその他証明書交付の流れ (Web画面転送機能を利用)



その他証明書交付のフロー

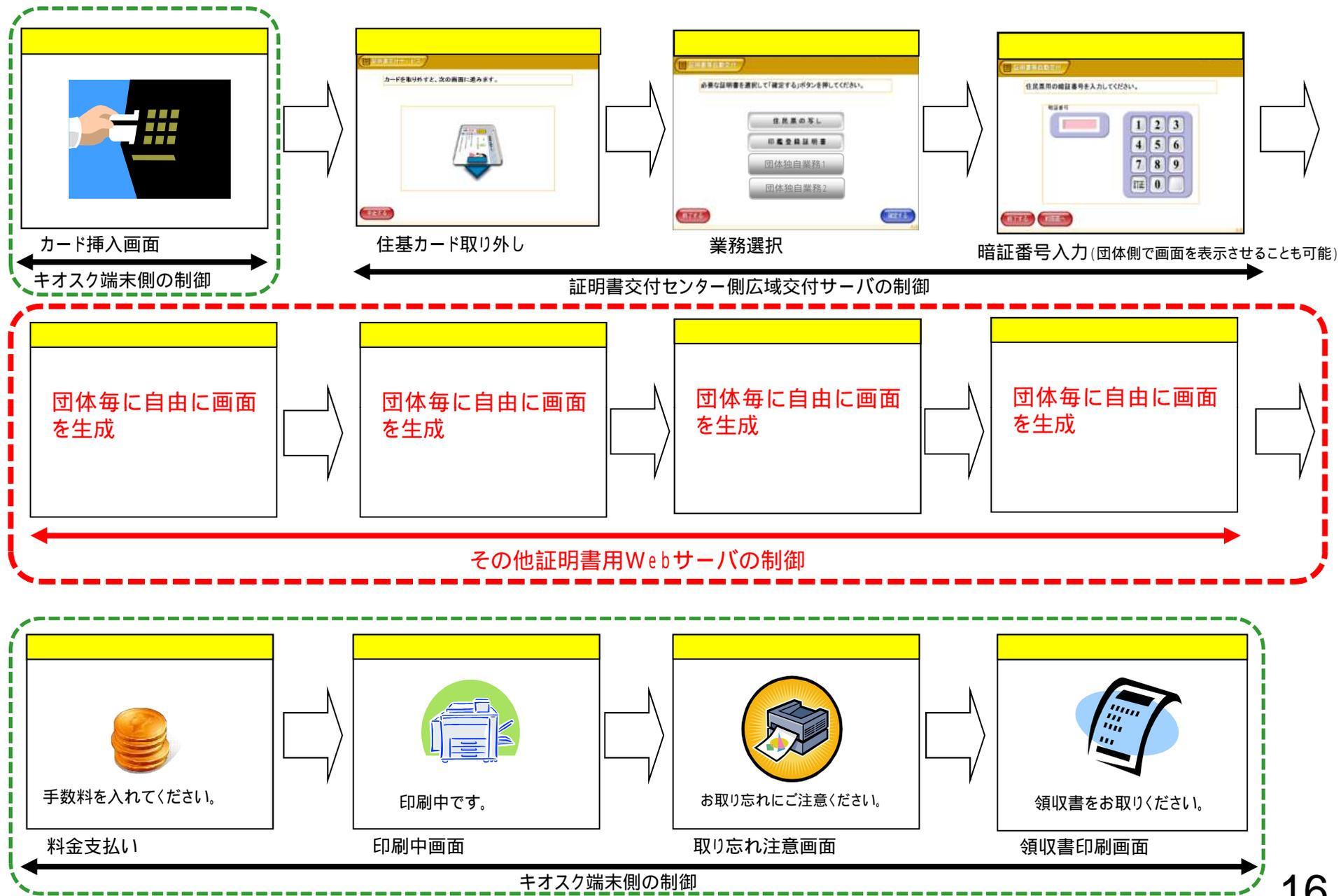
住基カードをキオスク端末にかざした後、広域交付サーバが住所地の証明発行サーバへ接続し、認証を行う。認証後、地方公共団体側のその他証明書用Webサーバへ切替を行う。

その他証明書用Webサーバから展開される画面に従って、住民は、申請を行う。申請された情報がその他証明書用Webサーバから証明発行サーバへ連携される。

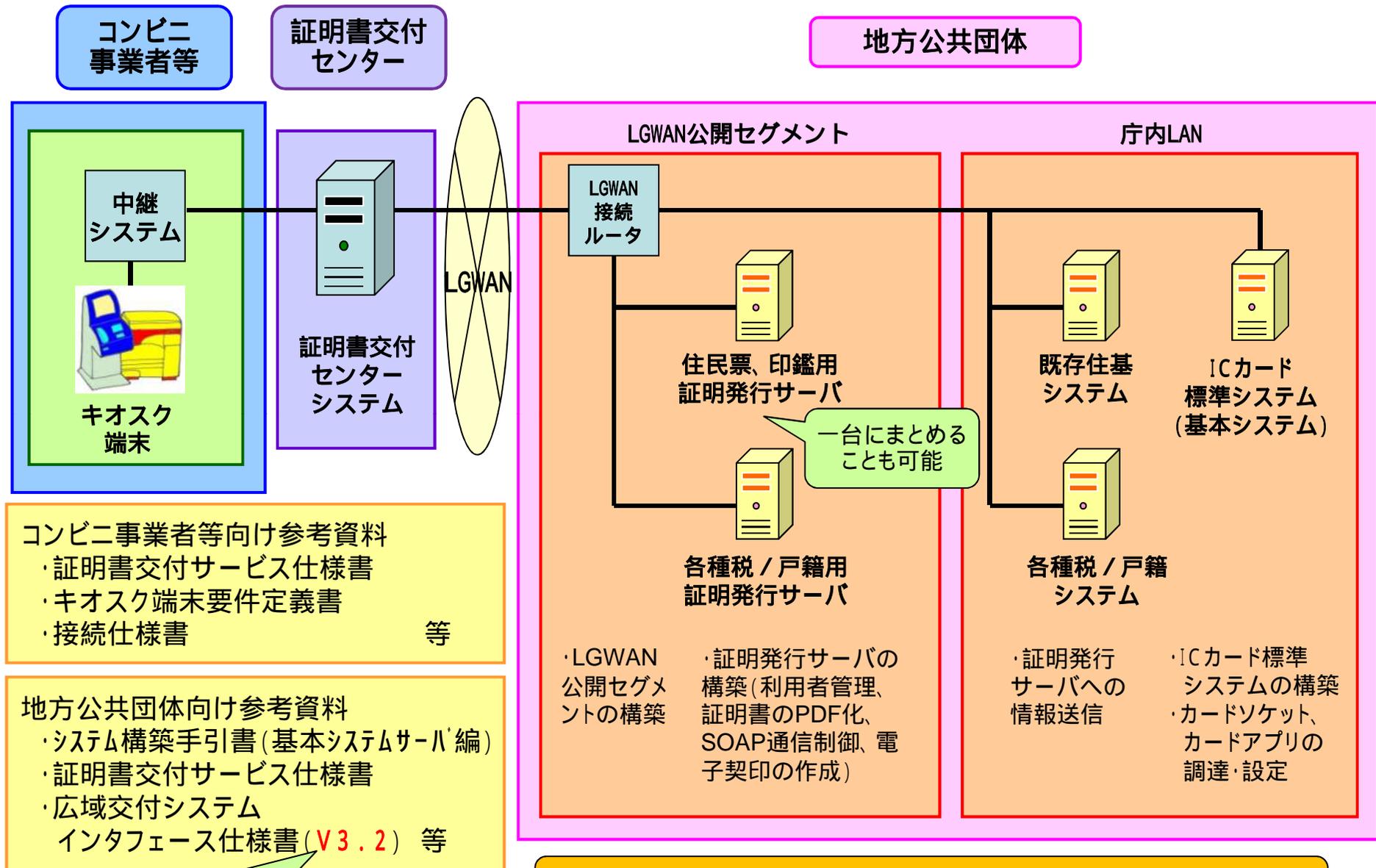
申請情報をもとに証明発行サーバがPDFファイル作成し、キオスク端末へ送付する。

現状のコンビニ交付では、広域交付サーバ等が用意した標準的な固定画面を全団体に利用していたが、団体に独自に構築したWebサーバの画面をキオスク端末に表示できるようになるため、今後新たな証明書のコンビニ交付へ展開していくことが可能となる。

Web画面転送機能利用時のキオスク端末画面遷移(例)



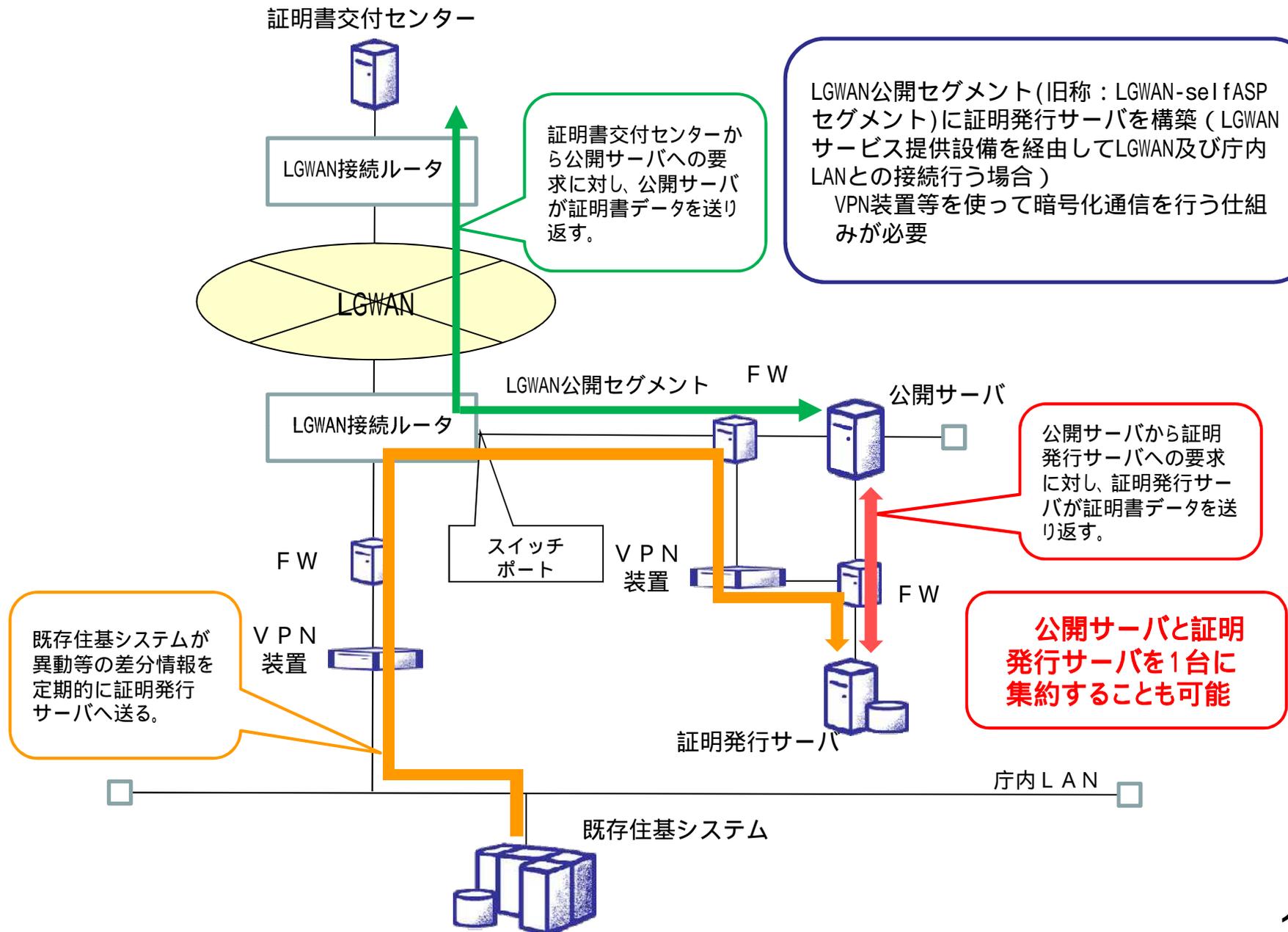
コンビニ事業者及び地方公共団体のシステムに必要な要件



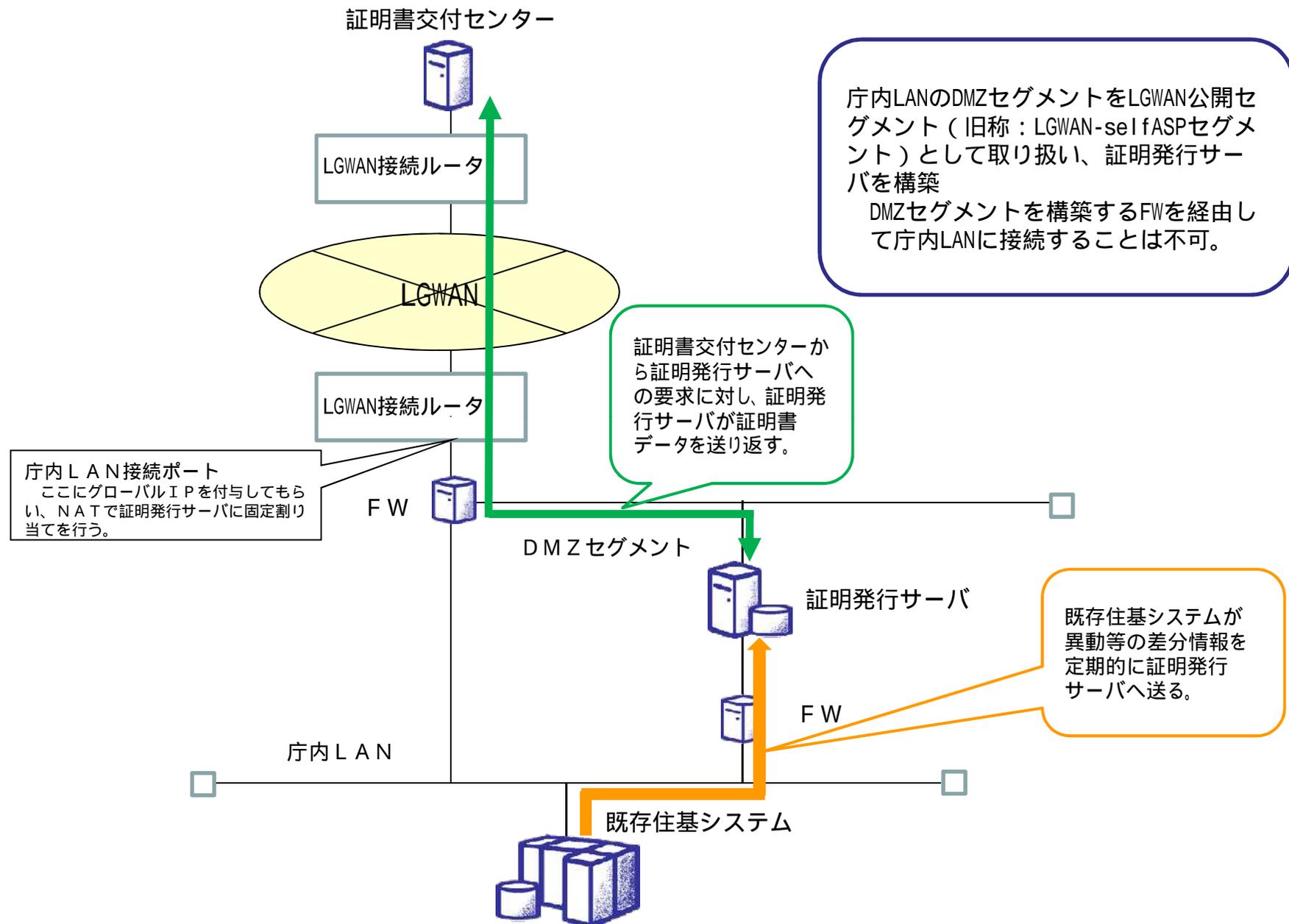
平成24年3月に開示済み

参考資料が必要な場合は、LASDECにお申し込みください

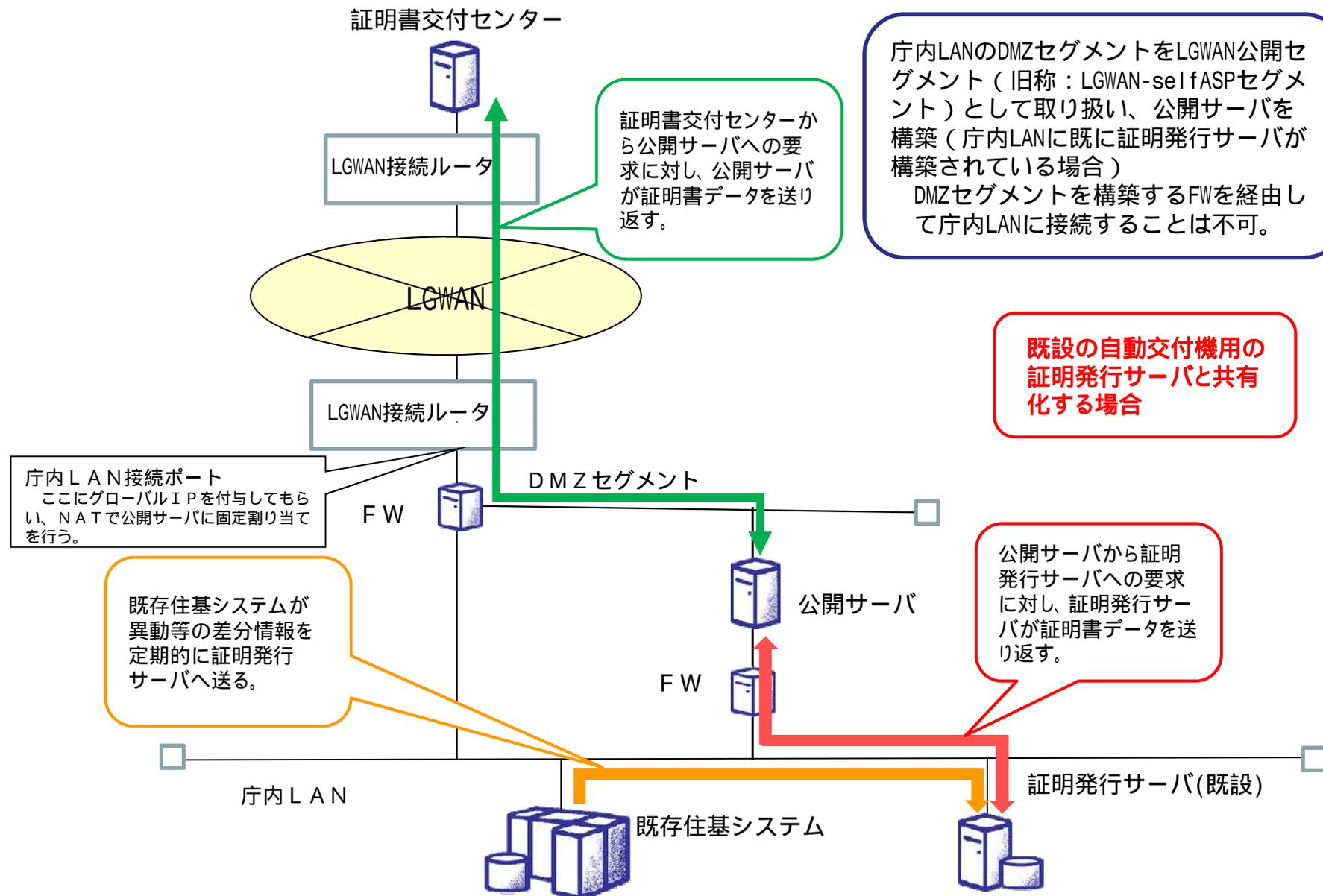
コンビニ交付 LGWAN接続イメージ (例2)



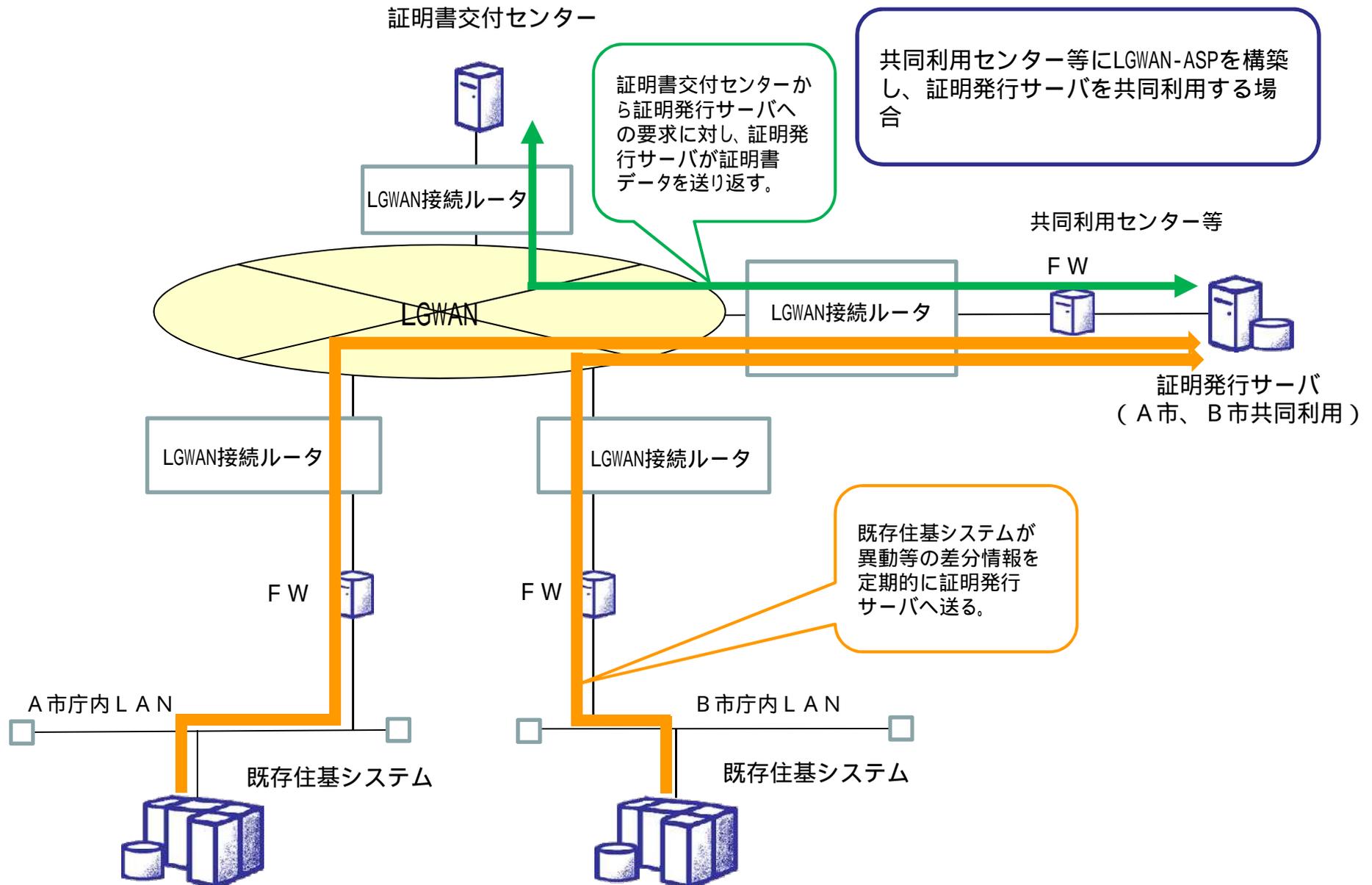
コンビニ交付 LGWAN接続イメージ（例3）



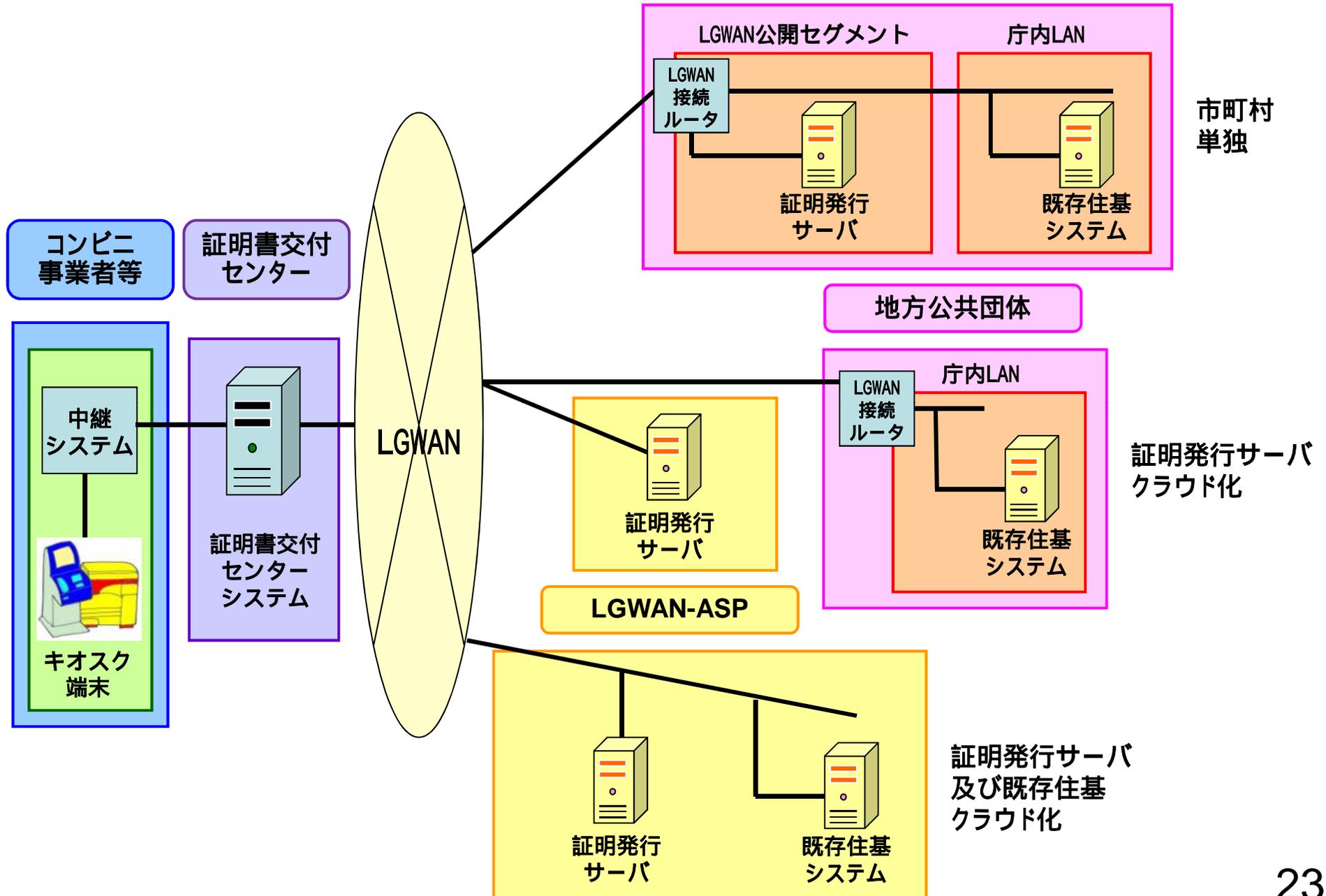
コンビニ交付 LGWAN接続イメージ（例4）



コンビニ交付 LGWAN-ASP共同利用イメージ（例）



地方公共団体のシステムのクラウド化



市町村側のシステム構築に係る経費

平成23年度にコンビニ交付に取り組んだ24団体のシステム構築に係る事業費を基に算出。住民票の写しと印鑑登録証明書を対象とする場合()、平均で約2,750万円となる。(団体からの自己申告による)

	標準システム基本システムの新規構築	住民票の写し、印鑑登録証明書		各種税証明、戸籍証明書		証明書交付センターへの接続
		既存システムの改修	証明発行サーバの構築・改修	既存システムの改修	証明発行サーバの構築・改修	
最高値	1,378万円	1,199万円	3,680万円	1,355万円	2,006万円	646万円
最低値	187万円	105万円	603万円	126万円	336万円	47万円
平均値	662万円	656万円	1,367万円	560万円	1,170万円	216万円

については、端末やカードプリンタ等の台数により異なるものと想定。

については、既存システムが汎用機か、オープン系か等により異なるものと想定。

については、新規開発か、パッケージ利用か等により異なるものと想定。

については、庁内LANへの影響に伴う調達機器の台数等により異なるものと想定。

団体が自主財源により支出した事業費については、特別交付税により、「上限5,000万円、1/2」の条件で措置される。(標準システム等の保守費、証明書交付センターの運営費、コンビニの端末使用料等の経費も対象)

コンビニ交付の参加条件

- コンビニへの委託料(1通当たり):120円
- 市町村負担金(1年度当たり)
 - 政令市(人口100万人以上):1000万円
 - 政令市(人口100万人未満):800万円
 - 大規模市、特別区(人口15万人以上):500万円
 - 小中規模市、特別区(人口15万人未満):300万円
 - 町村:100万円一定の時期には、参加団体の増加に伴い、見直しを予定。

<参考> 市町村負担金の主な項目

- コンビニ側回線経費(月額通信料のみ)
- 証明書交付センターシステム設備等賃借料・保守費
- 証明書交付センター運営費
- セキュリティ技術使用料

(注1)証明書のオモテ面はモノクロ印刷

(注2)交付手数料と委託料は相殺して精算

コンビニ交付の利用状況

平成24年4月30日現在

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 22 年	住民票		161	337	342	302	424	504	456	473	529	586	596
	印鑑		80	273	272	240	370	396	449	432	471	589	591
	合計		241	610	614	542	794	900	905	905	1,000	1,175	1,187
	団体数		3	3	4	4	4	4	4	5	6	6	7

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 23 年	住民票	750	1,719	3,286	3,259	3,041	3,662	3,814	3,524	3,539	4,078	4,522	4,079
	印鑑	614	1,546	3,205	2,773	3,183	4,131	3,891	3,943	4,296	4,156	4,763	4,746
	合計	1,364	3,265	6,491	6,032	6,224	7,793	7,705	7,467	7,835	8,234	9,285	8,825
	団体数	19	28	41	41	41	41	41	41	41	42	42	42

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
平成 24 年	住民票	5,272	6,633	8,327	7,260									71,475
	印鑑	5,254	6,363	8,439	6,210									71,676
	税	2	16	50	79									147
	戸籍	49	65	109	150									374
	付票	20	8	14	17									59
	合計	10,597	13,086	16,939	13,716									143,731
	団体数	42	43	43	44									44

前月の試験出力通数を含む

市町村窓口時間外のコンビニ交付割合：45.3%（平成24年3月の全通数対象）
 他市町村でのコンビニ交付割合：35%（平成23年度の市川市の事例）

費用対効果

証明書交付に係る費用計算

交付場所	人件費 (千円)	機器使用料等 (千円)	総事業費 (千円)	交付枚数	1枚当り経費 (円)
市民課窓口	*68,580	2,889	71,469	99,835	715
自動交付機	*4,357	28,208	32,565	85,695	380
コンビニ交付	*1,743	*18,878	20,621	*85,695	241

* 市民課窓口及び自動交付機の交付枚数及び機器使用料等は、22年度実績

* 人件費は、市民課窓口(市政嘱託員6名+職員6名)12名分、

自動交付機が職員0.5人分、コンビニ交付は職員0.2人分と見込んだ。(21年度平均人件費)

* コンビニ交付の機器使用料等には、交付手数料(1部@120円)も算入済み

* コンビニ交付の85,695枚は自動交付機交付枚数と同数を想定

コンビニ交付参加のメリット

自動交付機を駅や商業施設、コンビニ店舗等に設置しようとする

自動交付機の調達

設置場所を管理する事業者との交渉

紙詰まり等のトラブル対応

料金の回収

改ざん防止のための専用紙の調達・管理

経費負担が発生

経費負担が発生、なかなか応じてくれない

市町村職員が対応

市町村職員が対応

市町村職員が対応

コンビニ交付に参加すると

自動交付機の調達

設置場所を管理する事業者との交渉

紙詰まり等のトラブル対応

料金の回収

改ざん防止のための専用紙の調達・管理

キオスク端末利用のため調達不要

コンビニ事業者単位での参加のため不要

コンビニ店舗の店員が対応

コンビニ事業者へ委託

普通紙利用のため不要

負担金と委託料が発生するが

コンビニ交付のメリット
は大きい

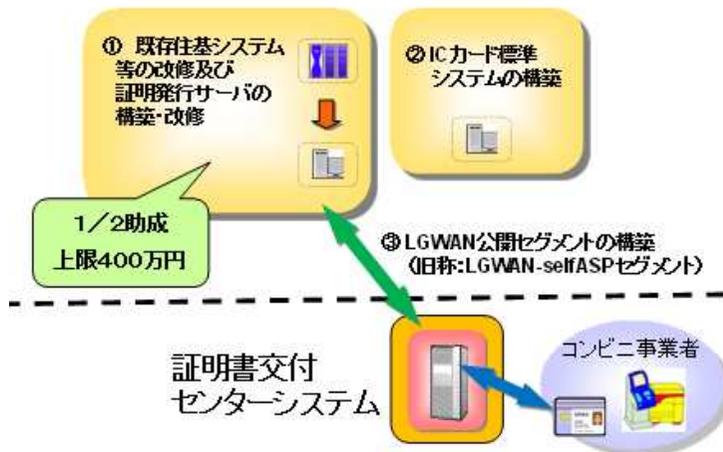
コンビニ交付の状況と今後の展望

- 7月9日施行の改正住基法への対応を終え、住民サービスの向上に向けてコンビニ交付に取り組む団体が増加することを期待
 - コンビニ交付モデル団体支援事業実施団体公募中
- 「社会保障・税番号大綱」における番号カードについても、条例利用が可能とされており、LASDECが開発・無償提供しているICカード標準システム及びコンビニ交付に係る証明書交付センターシステムにおいて必ず対応する予定
- 今年度末から来年度早々にかけて、いくつかのコンビニ事業者が参加の方向で調整中

ご紹介

【コンビニ交付モデル団体支援事業実施団体公募について】

～ 市町村のシステム構築にかかる費用の一部をLASDECにて助成します。～



対象団体

新規参加市町村のみ

助成範囲

既存住基システムの改修と証明発行サーバの構築

助成金額

上限400万円(1/2助成)

提案書受付締め切り

平成24年6月29日(金)12時

平成24年度本事業にて、これに相当する助成公募は最後となります。

【コンビニ交付関連説明会への講師派遣の紹介】

派遣期間:H25/2/1まで、申込期限:H24/12/14まで

- ・都道府県の主催ないし複数の市区町村が合同で主催する会合等でコンビニ交付の説明
- ・基本パターンは1時間程度説明し、その後、必要に応じ質疑応答、意見交換

おわりに

本件に係るお問い合わせは、
下記までご連絡ください。

財団法人 地方自治情報センター 研究開発部

電話：03 - 5214 - 8002

ホームページ：<https://www.lasdec.or.jp/>

コンビニ交付・ICカード標準システムにつきましては次のサイトもご参照ください。

コンビニ交付ポータルサイト：<https://www.lg-waps.jp/>

コンビニ交付：<https://www.lasdec.or.jp/cms/9,0,93.html>

ICカード標準システム：<https://www.lasdec.or.jp/cms/9,0,20.html>